

騒音規制法に基づく騒音規制地域の一部改正について

騒音規制法（昭和 4 3 年法律第 9 8 号）第 3 条第 1 項の規定により、騒音規制法による騒音規制地域の指定（令和 6 年新潟市告示第 2 6 4 号）の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 5 月 1 3 日

新 潟 市 長 中 原 八 一

規制する地域

第一種区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定による第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び同項第 7 号の規定による風致地区（第 1 秋葉風致地区及び第 2 秋葉風致地区を除く）並びに寺地の一部の区域
第二種区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定による第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び立仏の一部、鳥原の一部、金巻の一部、鰻潟の一部、鰻潟一丁目の一部、和泉の一部、上新田の一部、神屋の一部、北田中の一部、小坂の一部、十五間の一部、上下諏訪木の一部、七軒の一部、白根ノ内七軒の一部、高井興野の一部、高井東一丁目、高井東二丁目の一部、高井東三丁目、戸頭の一部、新飯田の一部、根岸の一部、能登の一部、白根古川の一部、保坂の一部、七穂の一部、居宿の一部、大倉の一部、大倉新田の一部、山王の一部、山王新田の一部、吉江の一部、吉田新田の一部、味方の一部、西白根の一部、浦ノ入の一部、木崎の一部、樋ノ入の一部、小須戸の一部、横越上町一丁目の一部、横越の一部、早通一丁目、早通二丁目、川崎の一部、鮎の一部、善光寺の一部、曾根の一部、松崎の一部、旗屋の一部、槇島の一部、東船越の一部、三ツ門の一部、河間の一部、門田の一部、東小吉の一部、小吉の一部、割前的一部分、巻甲の一部、堀山新田の一部、巻乙の一部、赤鎗の一部、上小吉の一部、高野宮の一部、中之口の一部並びに潟浦新の一部の区域
第三種区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定による近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び寺地の一部、山田の一部、鳥原の一部、大野町の一部、下塩俵の一部、中塩俵の一部、上塩俵の一部、根岸の一部、保坂の一部、小坂の一部、神屋の一部、十五間の一部、鰻潟の一部、七軒の一部、白根古川の一部、小蔵子の一部、田中的一部分、戸頭の一部、新飯田の一部、上新田の一部、居宿の一部、西白根の一部、木崎の一部、笹山の一部、小須戸の一部、横越上町一丁目の一部、曾根の一部、旗屋の一部、高野宮の一部、小吉の一部、長場の一部、針ヶ曾根の一部、門田の一部、東小吉の一部、六分、長潟の一部並びに姥ヶ山の一部の区域
第四種区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の規定による工業地域及び内島見の一部、木崎の一部、笹山の一部、樋ノ入の一部、赤鎗の一部、安尻の一部並びに下和納の一部の区域
備考	規制する地域を示す図面は、別図「騒音規制地域図」のとおりとする。 なお、別図は新潟市環境部環境対策課において縦覧に供する。